

お知らせ information

お知らせ

「臨時福祉給付金(経済対策分)」の受け付けが始まります

臨時福祉給付金(経済対策分)は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するために暫定的・臨時的な措置として、所得の低い方に対して支給されます。

◆支給対象者

平成28年度分の町県民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、課税者の扶養に入っている方、生活保護の受給者である方などは対象外となります。

◆支給額

対象者1人につき

1万5千円

◆申請書類

支給対象と見込まれる方には、2月下旬に案内通知を送付しますので、同封の申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付し申請窓口へ提出してください。

対象者となるにもかかわらず通知が届かない場合は、健康福祉課までお問い合わせください。

また収入・所得がない方でも確定申告をしていないと、給付金の対象となりませんので、必ず申告をお願いします。

◆申請期間および申請窓口

2月27日①から5月31日

①水まで

午前8時30分から午後5時15分まで(①②③を除く)

健康福祉課

◆集中受付期間・受付場所

2月27日④から3月3日

④までおよび3月5日⑤

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、3月

1日⑥は午後7時まで)

役場第2会議室

※集中受付期間以降は役場窓口での受け付けとなります。

◆お問い合わせ先

《制度に関する問い合わせ》

⑦厚生労働省専用ダイヤル

☎0570-037-1192

(午前9時から午後6時まで)

《申請方法に関する問い合わせ》

⑧健康福祉課

☎72-6934

(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

福島県最低賃金が改正されました

平成28年10月1日から福島県最低賃金額が726円に改正されました。

詳しくは福島労働局へお問い合わせいただくかインターネットで「最低賃金制度」を検索してください。

⑨福島県労働局貸金室
☎024-536-4604

小野町消防団に防災活動車を寄贈いただきました

公益財団法人日本消防協会から小野町消防団に防災活動車を寄贈いただきました。

この車両は、公益財団法人日本消防協会の消防団員等福祉共済事業等により消防団の防災力の強化を目的に寄贈されたもので、ワンボックス車に赤色灯や放送設備などを装備しています。消防団行事や広報活動などで活躍します。



寄贈いただいた防災活動車